

運輸交通業の働き方改革

～現状と対策Q&A～

令和6年4月より、自動車運転者に対する労働時間規制の適用猶予がなくなり、36協定の特別条項の上限が年960時間以内となることを踏まえ、物流2024問題として話題になっております。

つきましては、運輸交通業、輸送業の現状と対策についてセミナーを開催します。業界の方はもちろんのこと、関連した業種、興味ある方にも役に立つと思われまますので、是非多数のご参加をお待ちしております。

記

1 日 時 令和5年10月23日(月) 13時30分～16時30分

2 場 所 法人ビル4F研修センター

(大田区蒲田5-40-1 大田労働基準協会入居ビル)

3 内容及び講師

① 基準部会長挨拶

② 運輸交通業の働き方改革について ～2024年問題を考える～

社会保険労務士(元労働基準監督署長) 中山 篤 氏

③ 現状と課題について・・・

会員企業による発表と意見交換

4 定 員 30名(先着順)但し会員優先

5 費 用 会員3,000円 非会員4,000円

6 申込方法

① 裏面申込書に必要事項を記入し、大田労働基準協会あてFAXして下さい

FAX番号 03-3738-0128

② **申込受付と受講料の振込**：受講可能な場合は、受講番号記入の上、受講票を申込担当者あてにFAX返信します(このため申込書に必ずFAX番号をご記入下さい)。

受講料は10月9日(月)までにお振り込み下さい。振込手数料はご負担願います。期日までに受講料が振込まれない場合、申込受付を取消させていただくことがあります。

振込用紙に講習会名を必ずご記入下さい

・金融名 ゆうちょ銀行 ・口座番号 00120-5-456953

・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

※ネットバンキング等からの振込は下記をご指定ください

・金融名 ゆうちょ銀行 ・店名 〇ー九(ゼロイチキウ) ・貯金種目 当座

・口座番号 0456953 ・口座名称 一般社団法人大田労働基準協会

③ **受講の取消**：講習日の1週間前10月16日までの取消しは受講料を全額返還いたします。

(但し、振込み手数料はご負担願います。)それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おき下さい

7 問合せ先 (一社)大田労働基準協会 電話 03-3738-0118

※内容に関して、あらかじめ講師に質問、説明してほしい事項がございましたら、申込時に付記してください。

運輸交通業の働き方改革 FAX 申込書・受講票

■実施日：令和5年10月23日（月）13時30分～16時30分

■場 所：法人ビル4F研修センター（大田区蒲田5-40-1）

一般社団法人大田労働基準協会 FAX 03-3738-0128

会員の別	大田協会会員 それ以外 ○を付して下さい		
事業場名 所在地	〒		
申込担当者 役職・氏名			
T E L		F A X	
ふりがな		受講番号	*
受講者氏名		受講番号	*
ふりがな		受講番号	*
受講者氏名		受講番号	*

④ 質問等がありましたら 事前にご記入ください	
----------------------------	--

法人ビル 4F 研修センター
（大田区蒲田5-40-1）
JR 蒲田駅 東口徒歩2分
* 駐車場はございませんので、
公共交通機関をご利用ください。

* 問合せ先
（一社）大田労働基準協会
電話 3738-0118

